

岐阜県公報

号外 (15) 令和三年四月一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

六

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

七

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

(同)

七

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部二十五の項中第三十号を第三十三号とし、第十九号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の三号を加える。

19 法附則第十一条第一項の特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、特定既存単独処理浄化槽の除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

20 法附則第十一条第二項の規定により前号の助言又は指導を受けた者に対し、特定既存単独処理浄化槽の除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

21 法附則第十一条第三項の規定により前号に規定する措置をとらなかつた者に対し、同号の勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第三県事務所長の部五十七の項第一号中「第二項」の下に「(法第三十条の三(法第七条第十項第四号に掲げる施設に係る部分に限る。))において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。

8 法第五十八条の九第六項の規定による市町村長からの通知(同項第一号に掲げる

<p>施設に係るものに限る。)を受けること。</p> <p>別表第三岐阜地域福祉事務所長の部二十の項第一号中「第二項」の下に「法第三十条の三(法第七条第十項第四号に掲げる施設に係る部分に限る。)において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。</p> <p>8 法第五十八条の九第六項の規定による市町村長からの通知(同項第二号に掲げる施設に係るものに限る。)を受けること。</p> <p>別表第三農林事務所長の部十の項中「昭和四十年岐阜県規則第百十八号」を「令和二年岐阜県規則第百十号」に改め、同項第一号中「第十二条第二項」を「第三十二条第十一項」に、「書換え申請」を「書換え交付の申請」に、「理由」を「事由」に改め、同項第二号中「第十二条第三項」を「第三十二条第十二項」に、「書換え申請」を「書換え交付の申請」に、「理由」を「事由」に、「証明する」を「証明した」に改め、同表土木事務所長の部二十六の項中「平成記念公園」を「ぎふ清流里山公園」に改め、同表建築事務所長の部五の項を次のように改める。</p>	<p>五 削除</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>訓 令 甲</p> <p>岐阜県訓令甲第二十二号</p> <p>庁中一般 各現地機関</p> <p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>令和三年四月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令</p>										
<p>岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第七号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。</p> <p>別表第三情報企画課の表中「情報企画課」を「情報システム課」に改める。</p> <p>別表第三危機管理政策課の表一の項及び六の項を削り、同表五の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。</p> <p>1 令第十二条第一項の緊急輸送車両であることの確認</p> <p>別表第三危機管理政策課の表中五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、同項の前に次のように加える。</p>	<p>五 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)以下この項中「法」という)及び原子力災害対策特別措置法施行令(以下この項中「令」という)の施行事務</p>	<p>別表第三危機管理政策課の表三の項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項を同表四の項とし、同表中二の項を三の項とし、同項の前に次のように加</p> <table border="1" data-bbox="279 1164 1037 2049"> <tr> <td data-bbox="826 1164 1037 1355"> <p>1 法第七条第二項の規定による原子力事業者との協議</p> </td> <td data-bbox="826 1355 1037 1646"> <p>1 知事決裁事項である法第二十二條第一項の規定による災害対策本部の設置並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に關する事務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1646 1037 1870"> <p>2 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請</p> </td> <td data-bbox="826 1870 1037 2049"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1646 826 1870"> <p>3 法第二十七條の四後段(法第二十七條の六第三項において準用する場合を含む。)の市町村長への必要な助言</p> </td> <td data-bbox="571 1870 826 2049"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1870 826 2049"> <p>4 法第三十一条の規定による報告徴収</p> </td> <td data-bbox="571 2049 826 2094"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1646 571 1870"> <p>5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等</p> </td> <td data-bbox="279 1870 571 2049"></td> </tr> </table>	<p>1 法第七条第二項の規定による原子力事業者との協議</p>	<p>1 知事決裁事項である法第二十二條第一項の規定による災害対策本部の設置並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に關する事務</p>	<p>2 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請</p>		<p>3 法第二十七條の四後段(法第二十七條の六第三項において準用する場合を含む。)の市町村長への必要な助言</p>		<p>4 法第三十一条の規定による報告徴収</p>		<p>5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等</p>	
<p>1 法第七条第二項の規定による原子力事業者との協議</p>	<p>1 知事決裁事項である法第二十二條第一項の規定による災害対策本部の設置並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に關する事務</p>											
<p>2 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請</p>												
<p>3 法第二十七條の四後段(法第二十七條の六第三項において準用する場合を含む。)の市町村長への必要な助言</p>												
<p>4 法第三十一条の規定による報告徴収</p>												
<p>5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等</p>												

える。

一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この項中「法」という。）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下この項中「令」という。）の施行事務

1 法第十一条第一項の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項中「製造所等」という。）の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の許可

2 法第十一条の三の規定による屋外タンク貯蔵所の構造及び設備に関する事項又は特定事項に係る審査の危険物保安技術協会への委託

3 法第十一条の五第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従った危険物の貯蔵又は取扱いの命令

4 法第十二条第二項の規定による製造所等の位置、構造及び設備が法所定の技術上の基準に適合するようにするための修理、

1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務

改造又は移転の命令

5 法第十二条の二第一項及び第二項の規定による製造所等の使用停止の命令

6 法第十二条の三第一項の規定による製造所等の一時停止の命令又は使用の制限

7 法第十二条の四第二項及び第三項の規定による移送取扱所に關する調査、措置及びその旨の通知

8 法第十三条の二十四の規定による危険物保安統括管理者等の解任の命令等

9 法第十四条の二第一項の予防規程の制定又は変更の認可及び同条第三項の規定による予防規程の変更命令

10 法第十四条の三第三項の規定による屋外タンク貯蔵所の保安に關する検査に係る審査の危険物保安技術協会

<p>二 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	
<p>1 法第十七条第一項の猟銃等の製造の許可 2 法第十八条ただし書の猟銃等の製造の許可 3 法第十九条第一項の猟銃等の販売事業の許可 4 法第二十条において読み替えて準用する法第六条の規定による猟銃等の製造</p>	<p>11 法第十六条の三第三項及び第四項の規定による製造所等に関する災害発生防止のための応急措置の命令 12 法第十六条の五第一項の規定による貯蔵所等の所有者等に対する資料の提出命令若しくは報告徴収又は職員による立入検査関係者に対する質問若しくは危険物等の収去命令 13 法第十六条の六第一項の規定による法違反者に対する危険物の除去等の命令</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>八 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(平成二十七年条例第七号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年)</p>	
<p>1 条例第三条第一項及び第四条第一項の事業税の不均一課税に係る認定 2 規則第三条第三項(規則第四条第三項において準用する場合を含む。)の事業税の不均一課税に係る不認定の決定及び申請者への通知 3 第一号の認定の変更又は取消し</p>	<p>事業又は販売事業の許可の取消し 5 法第二十条において読み替えて準用する法第九条第三項の規定による猟銃等の製造設備等の修理等の命令 6 法第二十条において読み替えて準用する法第十五条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し等</p>
<p>1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>	

別表第三危機管理政策課の表に次のように加える。

<p>一 災害救助法 (昭和二十二年法律第一百八号。以下この項中「法」という。)、災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸</p>	<p>別表第三防災課の表一の項及び二の項を次のように改める。</p>	<p>十 岐阜県消防関係職員制服及び被服貸与規則(昭和三十六年規則第百十四号。以下この項中「規則」という。)</p>	<p>九 岐阜県消防表彰規則(昭和三十三年規則第六十三号。以下この項中「規則」という。)</p>	<p>年規則第五百五号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>
<p>1 法第十二条の規定による扶助金の支給 2 法第十六条の規定による災害救助等の日本赤十字社への委託 3 規則第二条の災害状況報告書等の受付</p>		<p>1 規則第十一条第一項の規定による表彰又は賞じゆつ金の内申</p>	<p>1 規則第六条ただし書の規定による被服不着用の承認</p>	
	<p>別表第三防災課の表三の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。 1 知事決裁事項である法第二十三条第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務 別表第三防災課の表五の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。 1 課長専決事項を除く令の施行に関する事務 別表第三防災課の表六の項及び七の項を削り、同表八の項中「昭和三十六年規則第百十四号。」を削り、同項を同表六の項とする。 別表第三岐阜地域環境室の表四の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。 3 法附則第十一条第三項の規定による特定既存単独処理浄化槽の除却等についての措置命令 別表第三関ヶ原古戦場整備推進課の表中「関ヶ原古戦場整備推進課」を「観光資源活用課」に改める。 別表第三海外戦略推進課の表中「海外戦略推進課」を「観光誘客推進課」に改める。 別表第三農業経営課の表一の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号と</p>			
<p>3 法第九條第二項において</p>		<p>1 規則第六條ただし書の規定による被服不着用の承認</p>	<p>1 規則第六條ただし書の規定による被服不着用の承認</p>	<p>省令第一号。以下この項中「省令」という。)及び岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年規則第六十七号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>
				<p>1 法の施行に関する事務</p>
			<p>5 省令第二条第二項の規定による物資の受領</p>	<p>準用する法第五條第二項の規定による公用令書の交付 4 省令第一条第四項及び第五項の規定による公用変更令書及び公用取消令書の交付 4 省令第一条第四項及び第五項の規定による公用変更令書及び公用取消令書の交付</p>

する。

別表第二里川振興課の表一の項部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第六十七条第一項の規定による内水面漁場計画の策定
- 2 法第六十九条第一項の漁業の免許
- 3 法第七十二条第六項の漁業権の共有の請求の認可
- 4 法第七十五条第二項の規定による漁業権の存続期間の決定
- 5 法第七十六条第一項の漁業権の分割等の免許
- 6 法第七十八条第二項の漁業権に関する抵当権の設定の認可
- 7 法第七十九条第一項ただし書の漁業権の移転の認可
- 8 法第八十六条第一項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による漁業権の条件の付加
- 9 法第八十九条第一項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による漁業権の取消し
- 10 法第九十二条から第九十四条まで（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による漁業権の取消し等
- 11 法第六十六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の漁業権行使規則の認可
- 12 法第二百二十八条第一項の規定による漁業監督吏員の任命
- 13 法第六百六十九条第一項及び第二項の規定による水産動植物の増殖の命令等
- 14 法第七十条第一項及び第三項の遊漁規則の認可並びに同条第六項の規定による変更の命令

別表第二里川振興課の表三の項部長専決事項の欄第一号中「第十五条」を「第十八条」に改め、同欄第二号中「第三十二条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表六の項中「昭和四十年規則第百十八号」を「令和二年規則第百十号」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二農務所の表三十一の項中「昭和五八年法律第四三三号」の下に、「以下この項中「法」という。」を、「昭和五九年省令第一七号」の下に、「以下この項中「施行規則」という。」を、「昭和六〇年条例第二〇号」の下に、「以下この項中「条例」という。」を、「昭和六〇年規則第七二号」の下に、「以下この項中「登録規則」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第四号中「第十二条の二第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「含む。」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十一号とし、同欄第七号中「条例第六条第三項において準用する場合を含む。」の「を」の「規定による」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第六号の次に次の三号を加える。

- 7 法附則第十一条第一項の特定既存単独処理浄化槽の除却等についての助言又は指導
- 8 法附則第十一条第二項の規定による特定既存単独処理浄化槽の除却等についての勧告
- 9 法附則第十一条第三項の規定による特定既存単独処理浄化槽の除却等についての措置命令

別表第二農林事務所の表四の項中「昭和四〇年規則第一一八号」を「令和二年規則第一一〇号。以下この項中「規則」という。」に改め、同項第一号中「第十二条第二項の」を「第三十二条第十一項の規定による」に改める。

別表第二土木事務所の表三十の項中「平成記念公園」を「ぎふ清流里山公園」に改める。

別表第二建築事務所の表五の項を次のように改める。

五 削除	
------	--

別記様式中「母」を削り、「基づき」を「より」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「総務部」を「知事直轄組織及び総務部」に改め、同条第二号イ中「海外戦略」を「観光誘客」に改め、同条第三号イ中「知事直轄組織」を削り、「海外戦略」を「観光誘客」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

岐阜県宿日直規程（平成十一年岐阜県訓令甲第四十号）の一部を次のように改正する。

別表中「岐阜県飛騨子ども相談センター」を「岐阜県飛騨子ども相談センター」に改

め、岐阜県女性相談センター

める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社